

516名の住民監査請求に基づく八ツ場ダム住民訴訟を提訴して4年と2カ月を経て本日の結審を迎えたことに感慨深いものを感じます。特にこの住民訴訟は前橋地裁だけでなく1都5県の住民が八ツ場ダムをストップさせる市民連絡会という組織を作り、協力し合いながら一丸となって進めてきたことに大きな意義があります。

「本訴訟は財務会計上問題がないのだから住民訴訟になじまない。」という被告の主張にも関わらず、証人尋問、現地視察までしていただきましたことに感謝申し上げたいと思います。今回が23回目の口頭弁論になるわけですが、毎回傍聴席を埋めてくださった傍聴者の皆様にも感謝いたします。

この裁判の中で原告の弁護団が、「利水」「治水」「ダムサイトの危険性」「地すべりの危険性」「環境に与える影響」の各視点から八ツ場ダムが不要であるばかりでなく、危険であることを詳細に解明してきました。

被告の反論を読ませていただきますと、大滝ダム、滝沢ダムの地すべりについて「ダム試験湛水時に発生した異状への対策を行うため、湛水後においても必要な調査が実施され、地すべりに関するデータ集積や解析が行われているのであり、今後も必要な調査が実施されることは、過去の事例からも明らかである。」(乙第259号証p26の最後の段)とありますが、大滝ダムは計画段階から湛水による地滑りの危険性を住民が指摘してきたにもかかわらず、国は大丈夫だとしてダム計画を推進、2002年にダムが完成し、2003年3月に試験湛水を開始したところ、4月には、地区内で地滑り(亀裂)が発生し、白屋住民は7月に別地区の小学校跡地の仮設住宅に3年以上も暮らした後にやっと移転することができた、という厳然とした事実があります。被告はこのようなことを是として、八ツ場ダムでも莫大な公金支出を繰り返していきたいのでしょうか。

八ツ場ダム建設関連工事で2007年12月に起きた松谷第2トンネルで作業員が亡くなった落盤事故や国道145号線の付け替え道路工事現場で、のり面の土砂が2か所崩落したことを見てもこの地域の地質が極めてもろいことが明らかだと思えます。

又「治水対策は最大限に行われることが望ましいことは言うまでもない。」(同p24下から6行目)ともありますが、豊かな税金を使ってダムを次々と作る時代はとっくに終わり、少ない税金をいかに有効に使って効果を上げていくかという時代に入っています。この裁判の中でもダムの必要性の根拠になっている数字が現実離れしていることは明らかになり、また利水上も人口減の時代に入り、節水機器の普及により必要性がないダムだということが明らかになりました。

八ツ場ダムが最初に計画されました57年前と現在では、環境や自然破壊に対する考え方ははっきり違ってきていますし、法律も変わっています。八ツ場ダム事業についても抜本的な見直し、再評価が必要と思われませんが、実際に行われている再評価は、最終準備書面(7)でも指摘しましたように景観が改善されることによる便益155億円は13万人の現在

の観光客が 739 万人に増えるというとてつもない数字をもとに計算されておりますし、洪水調節にかかわる便益 8276 億円のもとになる氾濫ブロックの数字は保存期間が過ぎて存在しないという常識では考えられない状態となっており、きちんとした再評価が行われているとは思えません。なぜこのように問題のある八ツ場ダムを遮二無二進めようとしているのか理解できなかったのですが、関連事業で 99%以上の落札率で 15 件を落札している(財)ダム水源地環境整備センターをはじめ多くの法人や建設会社に国交省のお役人が天下っている事実を見ると、政官業癒着の構造の中で続いてきた日本の闇を見る思いです。著しい環境破壊の原因であり、完成後にも災害を引き起こす恐れがあり、利水上、治水上も無駄な八ツ場ダムに私たちの血税である公金を使わないでほしいというのが私たち原告の切なる思いです。

美しい吾妻溪谷を残すことこそが地元にとっても将来大きな宝になると信じております。私たちが立証した事実を認定していただき、未来に希望が持てる判決を期待し、陳述を終わります。